

事務連絡  
令和元年10月21日

千葉県  
東京都  
民生主管部（局）  
国民健康保険所管課（部）  
後期高齢者医療制度所管課（部）  
介護保険所管課（部）  
後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課  
厚生労働省老健局介護保険計画課

令和元年台風第19号による被災者に係る一部負担金・利用料免除等の実施  
について（要請・意向確認依頼）

令和元年台風第15号による災害等により千葉県及び東京都の一部の市町村において災害救助法が適用されているところですが、同市町村につきましては、令和元年台風第19号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としていることから、令和元年台風第19号においても災害救助法が適用されているところです。

令和元年台風第19号による貴管内の被害の状況等を鑑み、被災者の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策として、医療・介護の保険者に別添の支援策の実施をお願いしたいと考えています。

つきましては、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村(特別区を含む。)に係る貴管内保険者における一部負担金・利用料の免除等の実施の意向について、下記の要領によりご確認、ご報告いただきますようお願いいたします。

記

1 被災者に対する一部負担金・利用料の免除等について、保険者が以下のいずれかの意向を有するか。

- ① 当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いが猶予され、さらに、猶予された分について免除すること。
- ② 当該保険者の被保険者について、保険医療機関・介護サービス事業所等における一部負担金・利用料の支払いが猶予されること。
- ③ 猶予・免除の意向がない。

2 報告期限 確認できるところから速やかにご報告願います。

※ ①②と回答いただいた保険者におかれては、令和元年台風第19号により被災した被保険者が保険医療機関・介護サービス事業所等にかかった際に混乱を招かないよう、今後、別途事務連絡等で、一部負担金・利用料の支払いの猶予の対象となる医療保険者・介護保険者として、全国の保険医療機関・介護サービス事業所等に対して保険者名を周知させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

# 令和元年台風第19号の医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に係る特別対策について

○ 災害救助法が適用された市町村に係る各保険者に対し要請の上、意向を聴取し、希望する保険者については、平成30年7月豪雨類似の以下の対応を実施。

1) 医療機関等(介護サービス事業所等を含む。)の窓口で、住宅全半壊・床上浸水等の被災をしていると申告した医療・介護の被保険者については、一部負担金・利用料の支払いを猶予する

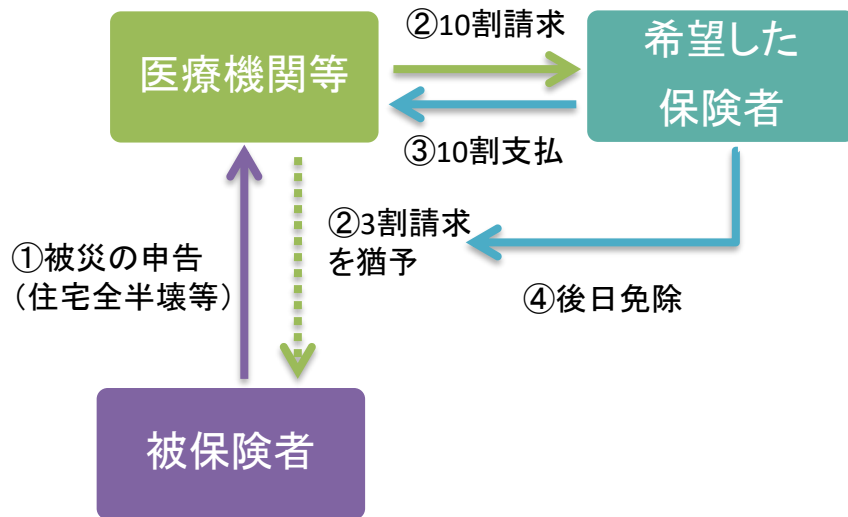
※ 保険者の判断により、猶予された者について、一部負担金・利用料の免除をすることができる

2) その場合、医療機関等から保険者に10割請求をする

3) 保険者は後日免除を行い、10割を医療機関等に支払う

※ 上記対応については、国においても、リーフレット等により避難所、医療機関等に積極的に周知する。

<イメージ>



<留意事項>

① 免除できるのは一部負担金・利用料のみであり、食費等の自己負担分については窓口で徴収

② 免除する対象者は、支援の必要性を考慮し、以下の者とする

- 1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- 2) 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- 3) 主たる生計維持者の行方が不明である者
- 4) 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- 5) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

※ 通常の免除基準では収入・資産要件もあるが、今回その要件に限らずできることとする。

※ この措置に基づき免除した自治体の負担分(介護保険は1号保険料相当分)については特別調整交付金による財政支援の対象となる。

③ 行政機能が低下しているところに限らず、災害救助法が適用される全市町村に対して照会(判断が間に合わない市町村については随時追加)

④ 県外の保険医療機関も対象に、当面、令和2年1月診療分・サービス分まで実施する予定